

○福島県公有財産審議会規則

昭和五十二年四月一日
福島県規則第二十五号

福島県公有財産審議会規則をここに公布する。

福島県公有財産審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和二十九年福島県条例第三十五号)第三条の規定に基づき、福島県公有財産審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

一 一件の見積価格が一億五千万円以上の土地(その面積が二万平方メートル以上のものに限る。)及び建物の売払い、交換又は譲与に関する事。ただし、福島県公有財産規則(平成三年福島県規則第二十三号)第五十九条の特定の事業の用に供する公有財産及び福島県立病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年福島県条例第七十七号)第一条に規定する福島県立病院事業に関する財産に係るものを除く。

二 その他知事が必要と認めた事項に関する事。

(平元規則六八・平三規則二三・平一七規則六四・一部改正)

(組織)

第三条 審議会は、九人以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、市町村の職員その他知事が適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。

(平一四規則二〇・平一九規則五四・平二五規則五〇・一部改正)

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が、学識経験を有する者として委嘱された委員のうちから選挙する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数(第四項に該当する委員があるときは、当該委員を除いた委員の半数)以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会の議事に直接関係を有する委員は、その議事に加わることはできない。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、総務部文書管財総室財産管理課で処理する。
(平一五規則五四・平二〇規則六四・一部改正)

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第六八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三年規則第二三号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年規則第二〇号)

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に委員の任期満了に伴い新たに組織される審議会について適用し、施行日前に組織された審議会については、なお従前の例による。

附 則(平成一五年規則第五四号)抄

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第六四号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第五四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第六四号)抄

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年規則第五〇号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福島県公有財産審議会規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に委員の任期満了に伴い新たに組織される審議会について適用し、施行日前に組織された審議会については、なお従前の例による。

附 則(令和七年規則第十号)

この規則は、令和七年四月一日から施行する。